

平成 27 年 3 月 27 日
大阪市人事室組織担当課長 稲田
電話：06-6208-7431

平成 27 年度の組織改正を実施します

大阪市では、平成 27 年 4 月 1 日付けで、組織改正を実施します。

平成 24 年度以降、区役所の体制強化などにより、自律した自治体型の区政運営を図るとともに、大阪府市大都市局や経済戦略局を新設するなど、機動的かつ戦略的に動くことができる組織体制を構築し、組織パフォーマンスの向上を図ってきました。

平成 27 年度については、担当部門の一元化などにより効率的な組織運営を図りつつ、「活力ある大阪の実現に向けた政策推進」、「府・市間も含めた行財政改革の強力な推進」、「大阪の再生に向けた自治の仕組みの実現」の 3 つの取組みを着実に遂行できるよう、事務執行体制を強化し、活力ある大阪の実現をめざした政策を推進します。

1 現役世代への重点投資に関する組織改正

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施に向けた体制の構築（こども青少年局）

平成 27 年 4 月から、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されます。

新制度の施行に伴い、子育て支援部から保育施策部に幼稚園運営企画業務を移管し、事務執行体制を一元化するほか、私立幼稚園の新制度への円滑な移行の推進や幼児教育無償化など新たな幼稚園施策に対応するため、幼稚園施策担当部長を設置します。

また、新たに発生する保育事業等への認可・確認、指導等の業務を行うために指導担当課長を新設するほか、子どものための教育・保育給付制度への対応、認定こども園への移行促進を図るため保育施策部の体制強化を行います。

(2) 教育施策の推進体制の強化（教育委員会事務局）

ア 分権型教育行政システムの推進

教育行政における「ニア・イズ・ベター」を徹底するとともに、地域住民や保護者、校長などの多様な意見・ニーズをくみ取りながら、地域の実情に応じた取組みを進めるために、教育委員会事務局に区担当教育次長、区教育担当部長（西成区のみ区教育担当理事）を設置し、それぞれ区長、副区長を充てることとし、これらの職を補佐するため、課長級以下の職員についても教育委員会事務局職員との兼務を行い、区民の身近なところで実施する必要のある取組みを進めます。

なお、教育委員会事務局についても、区担当教育次長等と連携を図り、より一層民意

を反映した教育行政の推進を図るため、教育政策課を新設します。

イ 教育センター機能の充実

児童や生徒の学力向上に向けて、教員のさらなる授業力の向上を支援するため、新たに教育センターにカリキュラム改革推進部門を設置し、大学や企業など外部との連携・協力のもと、学力向上に向けた課題改善のための実践研究などを進めます。

これらの取組みを総合的に管理し実施していくため、教育監（局長級）を新設します。

ウ 学校図書館の活用推進

学校図書館について、蔵書を充実するとともに、中央図書館を中枢とする市立図書館と学校の連携を強化し、開館回数を増やすことなどにより、活用を推進するため、中央図書館に司書職の副館長（部長級）を新設します。

エ 特別支援教育の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」を構築するため、インクルーシブ教育推進室長（部長級）を新設します。

2 大阪の成長に向けた取組みに関する組織改正

（１）国家戦略特区における事業推進体制の強化（経済戦略局）

平成 26 年 5 月、大阪市域を含む関西圏（大阪府・京都府・兵庫県全域）が「国家戦略特別区域」に指定され、国・地方自治体・事業者との協議を進めています。

これらの協議を円滑に進め、規制緩和によるイノベーション拠点の形成やビジネス環境の整備を図るため、事業調整担当課長、特区担当課長代理を新設します。

（２）大阪駅周辺地区のまちづくり推進体制の強化（都市計画局）

うめきた 2 期区域において、「みどり」を軸とした質の高いまちづくりを実現するとともに、防災機能を備え、国際競争力の強化に資する拠点の形成を推進するなど、大阪駅周辺地区のまちづくりを総合的に推進するため、理事（局長級）を新設します。

（３）天王寺動物園の魅力向上に向けた体制強化（建設局）

「大阪都市魅力創造戦略」において重点エリアと位置付けられている天王寺・阿倍野地区の魅力向上を図るため、その核となる天王寺動物園の改修・美装化など、魅力あふれる動物園とするための取組みを順次、実施していきます。

このため、天王寺動物公園事務所に天王寺動物園長を新設することとし、今後の動物園の基本計画の検討など動物園改革を実施する動物園改革担当部長が兼務することにより、これらの取組みを総合的かつスピード感を持って推進できるよう体制強化を図り、大都

市大阪にふさわしい魅力あふれる動物園となるよう、徹底的なサービス改善を図ります。

3 その他の主な組織改正

(1) 最先端 I C T 装備都市をめざした体制強化（総務局）

平成 26 年 8 月、関係区長・局長等による「大阪市 I C T 戦略プロジェクトチーム」を設置し、徹底した I C T の活用について全庁的に検討を進めてきました。

平成 27 年度において、市民サービスの向上及び行政運営の効率化の取組みをより一層推進するため、I C T 戦略担当部長、I C T 戦略担当課長を新設します。

(2) こども相談センターの機能強化（こども青少年局）

増加する児童虐待相談等に対応するとともに、児童相談所の複数設置を円滑に進めるため、こども相談センターに設置している相談支援担当課長について、1 名から 2 名に体制を強化します。

(3) 環境局施設部及び工場の廃止（環境局）

ごみ焼却処理事業について、八尾市・松原市とともに 3 市共同でごみ処理を行うため、平成 26 年 11 月、一部事務組合である「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設置しました。

平成 27 年 4 月より同組合にごみ焼却処理事業を移管することに伴い、これまで同事業を担ってきた環境局施設部を廃止するとともに、7 ヶ所の工場を廃止します。

なお、これまで施設部施設管理課が担ってきた環境局施設の維持管理等を行うため、総務部に施設管理課を移管します。

(4) 府営住宅の移管に伴う管理体制の強化（都市整備局）

平成 27 年 8 月、大阪市内の府営住宅が大阪市に移管されることに伴い、これらの住宅の管理業務を管轄する住宅管理センターの新設に向けた準備業務、移管後の住宅の維持管理や建替計画の策定等を行うため、住宅部に管理企画担当課長を新設するなど、管理体制を強化します。

(5) 花博記念公園事務所の廃止（建設局）

平成 27 年 4 月より鶴見緑地の維持管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、同緑地を管理する花博記念公園事務所を廃止します。

(6) 臨港方面管理事務所の設置（建設局）

港湾局が所管、維持管理を行っている臨海部の道路・橋梁・緑地について、建設局が所管している認定道路、都市公園等の市全体の都市基盤施設と一元的に管理することに

に伴い、港湾局から建設局に体制を移管し、臨港方面管理事務所を設置します。

なお、港湾管理者の権限に基づく業務など（許認可業務など）は、引き続き港湾局が実施します。

4 区役所の体制整備等について

（１）生活困窮者自立支援事業の実施体制の整備

平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」が施行されることに伴い、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行っていきます。

このため、全ての区役所に相談支援の窓口を設置し、相談者の状況に応じた包括的・継続的な支援を提供することができるよう、新たに各区役所に担当係長を設置し、実施体制を整備します。

（２）地域ニーズに応じた区役所の体制について

区役所においては、区長自らがマネジメントを行い、各区のニーズ・特性に応じた組織体制を構築しています。

区役所の組織改正の詳細については、各区役所へお問い合わせください。